



高砂市 議会だより

発行
高砂市議会
〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1-1-1
TEL (0794) 42-2101内(4330)
(0794) 43-9051(直通)
編集:市議会だより編集委員会

第131号
2005年(平成17年)2月

第1回 臨時市議会の あらまし

平成17年1月13日夕刊及び同14日、同15日の各紙朝刊で生嶋洋一議員ら3名が産業廃棄物処理法違反で書類送検されたとする報道があり、高砂市議員政治倫理条例違反の疑いがあるとして、21名の議員から議長に対して同条例による審査請求と、市長に対して臨時市議会招集の請求が行われました。

それを受け、平成17年1月31日から2月1日の2日間、臨時市議会を開催し、この問題を審議しました。

まず冒頭、議員政治倫理特別委員会の設置を議決し、委員会は2日間の会期中、審査を行いました。

最終日には本会議において委員長から特別委員会の審査報告が行われ、その後、「生嶋洋一議員の議員辞職勧告に関する決議」が21名の議員から提案され、記名投票による採決の結果、賛成多数で可決しました。

議員政治倫理特別委員会調査経過

(1) 委員会開催状況

平成17年1月31日 平成17年第1回臨時市議会
において委員会設置を議決
第1回 正副委員長互選
第2回 審査、審査結果報告
まとめ
平成17年2月1日 第3回 審査結果報告確認

(2) 意見開陳者（条例施行規則第6条による）

平成17年1月31日 生嶋 洋一
(高砂市議会議員)

(3) 説明員の出席を求めた状況

平成17年1月31日 5名
企画部長、
美化部長、
美化部次長兼美化センター所長、
美化部美化第一課長、
美化部美化第一課副課長

平成17年第1回 臨時市議会日程表

会期 1月31日(月)～2月1日(火)
2日間
1月31日(月) 開会、
議員政治倫理特別委員会を
設けることについて、
質疑、委員会付託、
特別委員会審査
2月1日(火) 再開、委員長報告、閉会

議員政治倫理 特別委員会委員名簿

委員長	北野 誠一郎
副委員長	井奥 雅樹
委員	萬山 忠彦
委員	木村 巍
委員	橋本 芳和
委員	岡本 勝弘
委員	今竹 大祐
委員	近藤 清隆
委員	北元 次郎

議員政治倫理特別委員会報告書

1 調査事件

(1) 調査事項

高砂市議会議員政治倫理条例第6条第1項に基づく生嶋洋一議員に対する審査請求を審査するため

(2) 調査事件の経緯

平成17年1月13日毎日新聞夕刊及び14日神戸新聞、朝日新聞両紙朝刊に産廃無許可処理容疑により高砂市議ら3名書類送検と報道がなされた。

その後、同年1月19日に議員21名から条例第6条第1項に基づく審査請求がなされた。

2 審査経過

まず、冒頭議長から3点にわたる調査結果の報告を受けた。その後、本人より弁明を受けた。そして、高砂市の担当より説明

を受けた。

こうした作業後、事実認定について委員で協議を行い、事実認定を全会一致で確定した。その後、事実認定を受けて各委員より意見表明を行った。

委員の意見が異なり、まとまりがつかなかったため、委員会としての意見と、二人の委員の意見を最後に記した。

3 事実認定

私たちは以下の点においては紛れもない事実であったことを認める。

すなわち、

- a) 生嶋商店が b) 市内印刷会社より c) 対価を得て d) 産業廃棄物を e) 産業廃棄物の許可なしに f) 委託を受け、収集運搬した。

また、同じく、

a) 生嶋商店が b) 市内印刷会社より委託された産業廃棄物を c) 生嶋洋一名の申請許可書をもとに d) 高砂市の最終処分場に持ち込んだ e) 持ち込み物の一部(多量)は市の許可基準外のものであったことも事実である。そして、これらの件により、

a) 高砂警察より生嶋洋一氏は書類送検され、b) マスコミ各紙で報道され市民に広く知れ渡る事となった

また、

a) 市内印刷会社は「産業廃棄物処理法違反容疑で書類送検」という理由をもとに、指名停止処分を受けている

この他の事実認定については議論が分かれたので、論点に沿って分かれた部分を紹介する。

「生嶋洋一氏」なのか「生嶋商店」なのか

高砂市への申請許可書はすべて「生嶋洋一」名となっていることが職員より証言された。資料からも裏付けられている。また、平成15年

12月9日の定例会議事録において「私も事業をしておりますね」と本人自ら発言している事も指摘された。

このことから「生嶋洋一」氏は実質上の経営者であり、本人の責任は明らかという意見もある。

しかし、一方本人の弁明によると「経営はすべて妻」「政治活動の合間に手伝っただけ」との主張もあり、萬山委員と木村委員の二人はそれを支持した。

そこで、今回の議員政治倫理特別委員会ではその点は検察の判断に任せる事とし、生嶋商店として行ったという最低限の事実で全員の一致を得た。

4 これらの事実認定を受けての各委員の意見

事実認定を受け、全委員の意見を聞き、以下の見解をまとめた。

結論

生嶋洋一氏に対して議員辞職を勧告すべきである



理由

高砂市議会議員政治倫理条例第3条第1項第4号に「市民全体の代表者としてその名誉と品位を害するような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」とある。

書類送検をされた容疑である産業廃棄物収集運搬の許可に関わる部分に関しては、司法の場にゆだねる部分もある。しかし、書類送検されたという事実は確定しており、刑事的責任とは別に政治家としてきちんとした説明責任が求められる。

しかし、本人の弁明も含め、今回委員会の審査の中で明らかになった最低限の事実だけでも生嶋洋一氏の政治的責任は免れないと私たちは考える。

すなわち、

・生嶋商店は妻が営業しているというが、条例第14条「議員ならびにその配偶者は(中略)、市民に対し疑惑の念を生じせしめることがあってはならない。」の趣旨をいかにせば、その政治的責任

は明らかである。

また、本来それらの疑念を晴らす材料を委員会ですすべきであったにも関わらず、「経営に関しては、妻に聞かないとわからない」という弁明に終始した。

・市内印刷業者も「産業廃棄物」という認識であり、産業廃棄物の許可なしに運搬することの問題点について生嶋氏は十分承知していたはず

・高砂市に搬入した産業廃棄物の一部は市の許可基準外であり、その基準については美化センターに関する事務調査特別委員会(いわゆる百条調査特別委員会)の委員長である生嶋洋一氏は当然知っていたはず

次に議会の責任について述べる。今回の事態に迅速に対処をする必要がある。さもないと、美化センターに関する事務調査特別委員会(いわゆる百条調査特別委員会)で行政と市民を追求してきた議会として『身内には甘い』との批判にさらされることになる。審査の中で市内印刷業者は「産業廃棄物処理法違反容疑で書類送検」という理

由で指名停止処分を受けていることが判明している。

また、まさしくこの産業廃棄物の持ち込み問題で市内業者を証人喚問し、刑事告発をしてきた。市民に対してこうした厳しい姿勢をとったからには、議会内部でも毅然とした姿勢が問われている。

また、生嶋洋一氏の議員の職権を使つての圧力があつたとの指摘もなされた。

まず、職員から「行政指導ができなかつたのは、議員という職のため」という答弁があつた。さらに「平成14年8月6日に生嶋議長(当時)に議長室に呼ばれた」という職員の答弁もあつた。

この観点から、条例第2条(議員の責務)「議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、政治不信を招く公私混同を絶ち、地方自治の本旨に従つて、その使命と責任の達成に努めなければならない。」の違反ではないかという指摘もあつた。

以上のような意見をもとに、委員会としては条例第7条第1項の

「(前略)委員会が必要と認める措置を勧告することができる。」を根拠として、議員辞職を議会に勧告することを委員会としては行う。それを受けて、生嶋洋一氏は政治的責任をとつて辞職をし、市民に政治的姿勢を示すべきである。

しかし、これらの結論に対して萬山委員と木村委員は同意せず、以下の意見を述べた。

「廃棄物処理法の許可がいるかどうかは、まさしく現在の容疑の中心であり、最終的に司法の判断を待つべきである。対価をもらった件についても、本人は逆有償と言っている。妻が経営する生嶋商店と生嶋洋一氏は別個であり、政治的責任が及ぶかどうかは判断できない。辞職勧告を委員会として出すのには賛同しない。これは意見の相違である。」



生嶋洋一議員の議員辞職勧告に関する決議

生嶋洋一議員辞職勧告に関する決議

高砂市議会は、生嶋洋一議員の議員辞職を勧告する。
上記決議する。

2005年(平成17年)2月1日

高砂市議会

理由

先般、生嶋洋一議員が廃棄物処理法違反容疑で書類送検された。
無許可で産業廃棄物を収集。市施設に搬入し、報酬を得ていたとされる。
今後、司直の判断が下される事になるが、本来は自ら潔く職を辞すべきである。
しかるに、本人にその意思はなく、あろうことか妻や市や県に責任を転嫁した。
そこで議会として議員政治倫理特別委員会を設置し高砂市議会議員政治倫理条例に
基づく正式な審査をおこなった。
その結果、数々の事実とともに政治倫理条例に違反していることが明白となった。
もはや議員としての政治的、道義的責任はまぬがれず、このまま高砂市議会にとど
まることは市民感情からしても許されることではない。
よって高砂市議会は議会の名誉を守り、議会の刷新浄化への責任に基づき生嶋洋一
議員に対して議員辞職を勧告するものである。

記名投票について

議長が表決をとうろうとする時は通常、問題を可とする者を起立させ、多少を認定して可否を宣告しますが、出席議員から要求があるときは、記名又は無記名の投票により表決を行います。

今回行われた記名投票は、各議員の氏名の記載された白色、青色2種類の票を用い、賛成者は白票を、反対者は青票を投票箱に投入することで行います。
投票結果として会議録には賛成者、反対者、各々の議員名が記載されます。

本会議・委員会はどこでも傍聴できます。

各常任委員会、特別委員会は委員長の許可により傍聴できます。
市役所内のモニターテレビの中継や、市立図書館及び公民館に
備えつけの会議録などで内容を知っていただくことができます。

次の3月定例会の日程その他詳しいことは

43-9051(議会事務局)までお問合せください。

反対者		賛成者	
萬山	4名	西野	21名
忠彦、		勝、	
		美津子、	
沢野		入江	
博、		正人、	
		北野	
木村		誠一郎、	
巍、		坂牛	
		八州、	
北畑		岡本	
徹也		橋本	
		芳和、	
		勝弘、	
		大祐、	
		横山	
		義夫、	
		宮本	
		幸弘、	

生嶋洋一議員の議員辞職勧告に関する決議
記名投票結果